

評議員選任・解任委員会 規程

社会福祉法人 ふきのとう

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふきのとう（以下「この法人」という。）の定款第6条に定める評議員の選任・解任に関する委員会を設置し、かつその運営の円滑化を図ることを目的として必要な事項を定める。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、評議員選任・解任委員会（以下「選任・解任委員会」という。）を設置する。

2 選任・解任委員会は、この法人の評議員の選任及び解任することを任務とする。

(構成)

第3条 選任・解任委員会は定款第6条第2項に定める構成による。

2 外部委員は、以下の事項に該当しない者であること。

(1) この法人、又は重要な利害関係を有する団体の業務を執行する者又は使用人。

(2) 過去に前号に規定する者で、退職後1年を経過していない者。

(3) (1) 又は(2)に該当する配偶者、3親等内の親族又は使用人。

3 選任・解任委員は、理事会で選任及び解任する。

4 選任・解任委員会の議長は、互選による。

(招集)

第4条 選任・解任委員会は、評議員の選任・解任を行う必要に応じ理事長が招集する。

(選任・解任方法)

第5条 評議員の選任・解任は、定款第6条第5項の規程に従う。

(任期)

第6条 選任・解任委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選任・解任委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(情報提供)

第7条 理事会は選任・解任委員会における前条の審議に当たり、評議員候補者を推薦する場合は定款第6条第4項の規程に従う。

(候補者名簿及び議事録)

第8条 選任・解任委員会は、議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選任・解任委員会委員が議事録に署名、押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

(報酬)

第9条 評議員選任・解任委員は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。